

## 下水道(処理場)整備計画(南部地域)

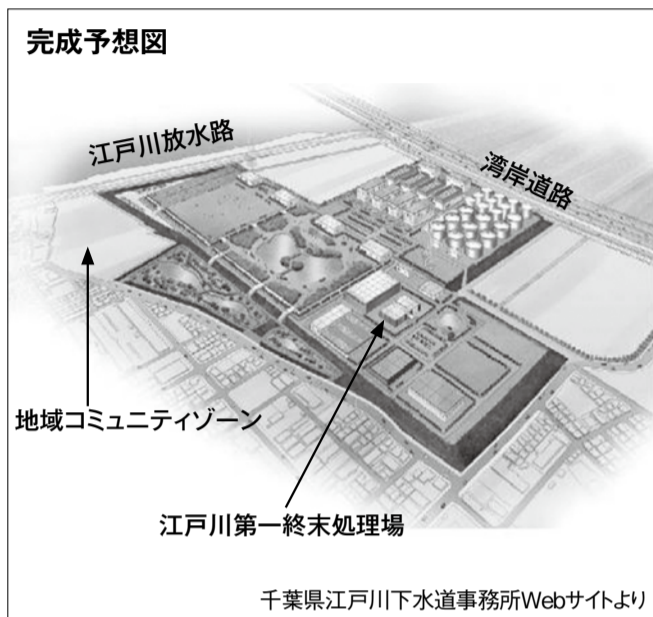
南部地域は、流域各市の下水道整備の進展により、新たな終末処理場の整備が進行しています。

現在、県では、江戸川左岸流域内の8市のうち、未接続である鎌ヶ谷市域を除く約104万人の汚水を、本市の福栄にある江戸川第二終末処理場で処理しています(平成23年3月末現在)。

また、流域各市の下水道整備の進展に伴い、流入下水(汚水)の増加が見込まれていることから、平成29年度の供用開始を目標に、江戸川第一終末処理場(市川市本行徳)の第一期整備に着手したところです。

市では、江戸川第一終末処理場に隣接した区域に、市民の憩いの場として公園施設・運動施設(少年野球場)・その他の施設からなる地域コミュニティゾーンの整備を進めています。

### 江戸川第一終末処理場整備と地域コミュニティゾーン



## 下水道事業(汚水)を進めていくには 下水道受益者負担金と下水道使用料が必要です

下水道施設の整備や維持管理を行うにあたり、下水道受益者負担金や下水道使用料として費用の一部を負担していただいています。

### ●下水道受益者負担金

下水道が新たに整備された区域は、衛生的な生活環境になるなどの利益を受けることになります。しかし下水道は道路や公園などのような誰でも利用できる施設とは異なり、その利益を受けることができるのは整備された区域内の方に限られます。下水道の整備を税金のみで行うことは、下水道を利用できない人にも一律の負担をかけることとなり、公平性を欠くことになります。

そこで下水道が利用できるようになる方に下水道施設整備費用の一部を負担いただき、整備を

進めるものが受益者負担金です(都市計画法第75条)。

※受益者:下水道を利用できるようになる区域内の土地所有者または権利者

※負担金の賦課:対象区域で下水道工事が始まる年度に1回限りとなります。その金額は土地の面積に応じます。

### ●下水道使用料

下水道管の清掃や修繕、終末処理場の運転や管理など下水道施設の維持管理費や、下水道管等の建設のために借り入れた資金の返済を、下水道を使用する方に負担いただくものです(下水道法第20条)。

※2ヶ月に1回、排除した汚水の量に応じてお支払いいただきます。

### ●未納に対して

下水道受益者負担金や下水道使用料を期限までに納付いただけない方へは督促状を送付し、あらためて納付をお願いしています。その後も納付いただけない場合は、滞納を防ぐために財産の差し押さえなど(滞納処分)を行うこととなります。

下水道事業には下水道受益者負担金や下水道使用料がとても大切となります。ぜひご理解いただき、今後とも納付期限までのお支払いにご協力をお願いします。

## 公共下水道への接続は、お早めに!

市によって公共下水道が整備された後、民地内から接続する工事を実施していただく必要があります。

### ●宅内工事について

公共下水道ができると建物所有者は、遅滞なく排水設備を設置しなければなりません(下水道法第10条)。

なお、公共下水道への接続工事については、専門の技術や知識が確認されている、市の指定工事店で行っていただくこととなります。

### ●私道助成について

市では私道に下水道管を敷設する場合、一定の要件に該当すれば工事費の全額を助成しています。また、すぐに宅内工事費を都合できない方へは、工事費の無利子貸し付け制度があります(※ただし貸付の条件があります)。

※詳細は市公式Webサイトをご確認ください。

